

# 石川県モーター類似施設設置規制指導要綱

## (目的)

第1 この要綱は、石川県における清純な生活環境の確立及び善良の風俗の保持並びに青少年の健全な育成を図るため、モーター類似施設（以下「類似施設」という。）の設置について必要な規制を行うことにより、県民の快適で良好な社会環境の実現に資することを目的とする。

## (定義)

第2 この要綱において「類似施設」とは、名称のいかんにかかわらず業として人の宿泊又は休憩の用に供するための施設のうち、構造設備が次の各号の一に該当し、主として異性を同伴する者に利用されると認められるものをいう。

- (1) 玄関、帳場が客との面接に適さず、又は付帯設備を設け、客と直接面接することを要しない利用を可能とする構造であるもの
- (2) 車庫又は駐車場から玄関、帳場を経由せず、直接客室へ通ずることができる出入口を有する構造であるもの
- (3) 自由に利用することのできるロビー、応接室、談話室等の設備を有しないもの
- (4) 客室に専ら性的感情を刺激するための装置、照明、装飾品その他の設備を設ける等、明らかに通常のホテルと異なる構造であるもの
- (5) 形態又は意匠及び広告物が、周囲の清純な環境を害するおそれがあると認められるもの

2 この要綱において類似施設の「設置」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築、同条第14号に規定する大規模の修繕、同条第15号に規定する大規模の模様替、第87条第1項に規定する用途の変更又は構造設備が第2第1項各号の一に該当することとなる修繕、模様替等をいう。

## (適用除外)

第3 この要綱は、次の各号の一に該当する地域については適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域
- (2) 石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭

和 59 年石川県条例第 48 号) 第 1 1 条第 1 項第 5 号に規定する地域を除く  
地域

- 2 第 2 及び第 4 から第 8 までの規定は、この要綱と同趣旨で類似施設の設置  
に関し必要な規制又は指導を定める条例、要綱等を制定している市町の区域  
については、これを適用しない。

なお、この要綱の施行の日以後当該条例、要綱等を制定した市町の区域に  
についても、同様とする。

(設置規制)

第 4 別表 1 に定める特定施設の敷地又は特定地域の周囲おおむね 1 0 0 メートル  
以内の地域については、類似施設を設置しないものとする。

- 2 次の各号に定める地域については、関係市町長の意見を求め、設置の適否  
を判断するものとする。

- (1) 前項の施設の敷地又は特定地域の周囲おおむね 1 0 0 メートルを超え、  
おおむね 3 0 0 メートル以内の地域
- (2) 別表 2 に定める特定の地域

(事前協議)

第 5 第 4 第 1 項及び第 2 項に定める地域において、旅館業法(昭和 23 年法律第  
138 号)第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する施設(以下「ホテル等」という。)  
を設置しようとする者は、関係法令に定める許可等の申請又は届出に先立ち、  
知事に協議するものとする。

ただし、国際観光ホテル整備法(昭和 24 年法律第 279 号)第 3 条に規定す  
る登録ホテル、同法第 1 8 条に規定する登録旅館、一般社団法人日本旅館協  
会正会員旅館又は一般財団法人日本ユースホステル協会直営ホステル若しく  
は契約ホステルを設置(新築及び用途の変更を除く。)しようとする場合及  
び国又は地方公共団体が直接又は間接に事業運営に関与するホテル等を設置  
しようとする場合はこの限りではない。

- 2 前項の協議は、別記様式第 1 によるホテル等設置協議申出書に次に掲げる  
書類を添えて行うものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 立面図
- (4) 各階平面図

3 知事は、必要と認めるときは前項に定めるもののほか、次に掲げる書類の提出を求めることができるものとする。

(1) 玄関、帳場及び客室の鳥かん図

(2) 完成予想図（透視図）

(3) 広告物及び屋外照明設備の形状、色彩及び設置場所を明示した図面

（審査）

第6 知事は、第5第1項による協議の申出があったときは、設置の場所及び構造、形態等の区分に従い、第2第1項並びに第4第1項及び第2項に定めるところにより当該施設の設置の適否について審査を行うものとする。

2 前項の規定により審査を行うときは、第10に規定するモーター類似施設審査会の意見を聴くものとする。

ただし、当該施設の設置の場所及び構造、形態等が、第2第1項各号又は第4第1項若しくは第2項に該当しないことが明らかであると知事が認めた場合は、この限りでない。

（立入調査）

第7 第5第1項に基づく協議の申出者は、知事が必要と認める施設、施設の敷地又は建築工事場所の立入調査に協力しなければならない。

（審査結果の通知）

第8 知事は、審査を終えたときは、速やかに協議の申出者及び当該施設の設置の場所を管轄する市町の長に対し、その結果を、別記様式第2によるホテル等設置協議結果通知書により通知するものとする。

（指導）

第9 知事は、この要綱に違反して類似施設を設置しようとする者に対して、設置計画のとりやめ又は変更等の指導をすることができる。

2 知事は、第3第2項に該当する市町の条例、要綱等に違反して類似施設を設置しようとする者に対しても、当該市町の長から要請があった場合については、前項と同様の指導をすることができる。

（審査会）

第10 第6に規定するもののほか、この要綱の実施に関する事項を審議するため、モーター類似施設審査会を置く。

(雑 則)

第 11 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は昭和 59 年 2 月 20 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、第 5 に規定する施設の設置について関係法令で定める許可等の申請が行われたものについては、この要綱は適用しない。

この場合において、当該施設の設置が第 3 第 2 項に規定する市町村の条例、要綱等により認められないときは、知事は、当該施設を設置しようとする者に対して、第 11 の規定の趣旨に沿って指導するよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表 1 (第 4 関係)

### 1 特定施設

- (1) 旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号) 第 3 条第 3 項に定める施設
- (2) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 83 条に規定する大学、第 108 条に規定する短期大学、第 124 条に規定する専修学校及び第 134 条に規定する各種学校
- (3) 職業能力開発促進法 (昭和 44 年法律第 64 号) 第 16 条に規定する公共職業能力開発施設
- (4) 保健師助産師看護師法 (昭和 23 年法律第 203 号) 第 19 条第 2 号に規定する保健師養成所、第 20 条第 2 号に規定する助産師養成所、第 21 条第 1 号に規定する大学及び第 2 号に規定する学校並びに第 22 条第 1 号に規定する学校及び第 2 号に規定する准看護師養成所
- (5) 柔道整復師法 (昭和 45 年法律第 19 号) 第 12 条に規定する柔道整復師養成施設
- (6) 歯科衛生士法 (昭和 23 年法律第 204 号) 第 12 条第 1 号に規定する歯科衛生士学校及び同条第 2 号に規定する歯科衛生士養成所
- (7) 歯科技工法 (昭和 30 年法律第 168 号) 第 14 条第 1 号に規定する歯科技工士学校及び同条第 2 号に規定する歯科技工士養成所
- (8) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 99 条第 1 項に規定する指定自動車教習所
- (9) 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所
- (10) コミュニティ施設助成要綱 (昭和 49 年 6 月 1 日制定、石川県県民文化スポーツ部所管) に基づき建設費の助成を受けて設置された施設
- (11) 一団の土地に五十戸以上集団的に建設されている住宅団地
- (12) 本要綱第 5 第 1 項に規定する国又は地方公共団体が直接又は間接に事業運営に関与するホテル等
- (13) 特定非営利活動法人石川県ユースホステル協会に加入しているユースホステル
- (14) 農林水産省の補助金を受けて設置された施設で、農林漁業に従事する者が教養、文化の向上、又は健康増進のための研修、集会等のために利用する施設
- (15) 文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) 第 27 条に規定する重要文化財のうち建造物、第 109 条に規定する史跡、名勝又は天然記念物
- (16) 石川県文化財保護条例 (昭和 32 年石川県条例第 41 号) 第 4 条に規定する石川県指定有形文化財のうち建造物及び第 31 条に規定する石川県指定天然記念物
- (17) 前各号に掲げるものの他、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 1 項の規定による条例により設置された公の施設
- (18) 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道
- (19) 土地改良事業関係補助金交付要綱 (昭和 31 年 8 月 13 日付 31 農地第 3966 号農林水産事務次官通達) に基づく広域農道整備事業により整備された広域営農団地農道

### 2 特定地域

- (1) 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
- (2) 自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号) 第 5 条に基づき指定された国立、国定公園のうち第 21 条第 1 項に基づき指定された特別保護地区及び第 20 条第 1 項に基づき指定された特別地域のうち同法施行規則 (昭和 32 年厚生省令第 41 号) 第 9 条の 2 に規定する第一種特別地域並びに第 22 条第 1 項に基づき指定された海域公園地区

別表 2 (第 4 関係)

特定の地域

- (1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び風致地区
- (2) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 20 条に規定する特別地域のうち同法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 41 号)第 9 条の 2 に規定する第二種特別地域及び第三種特別地域並びに同法第 33 条に規定する普通地域
- (3) ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成 16 年石川県条例第 16 号)第 118 条に規定する石川県自然環境保全地域及び第 160 条に規定する石川県立自然公園

# ホテル等設置協議申出書

年 月 日

石川県知事 様

住所

氏名  
(名称及び代表者氏名)  
電話

石川県モーター類似施設設置規則指導要綱に基づき次のとおりホテル等設置協議を申し出ます。

ホテル等の 営業予定者	住所 氏名 (名称、代表者氏名) (電話 )		
設計業者	住所 氏名 (名称、代表者氏名) (電話 )		
ホテル等の名称			
ホテル等の 設置場所	所在地		
	地目	用途地域	
	ホテル等の敷地から300メートル以内の区域にある別表第1に掲げる施設の名称、所在地及びホテル等からの距離	100メートル以内の区域	100メートルを超え300メートル以内の区域

設置の種別		新築	増築	改築	その他( )	
ホテル等の構造設備等	敷地面積	m <sup>2</sup>		延べ面積	m <sup>2</sup>	
	構造	造		階段	地上階 地下階	
	客室		和室		洋室	宿泊定員の合計
		1人用	室		室	人
		2人用	室		室	人
		3人以上	室		室	人
		計	室		室	人
	会議室、食堂その他共用の設備	区分	床面積		区分	床面積
			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>
駐車設備	屋内	台分		屋外	台分	
工事着手予定年月日	年 月 日		工事完成予定年月日		年 月 日	
開業年月日	年 月 日					
ホテル等の設置 営業等に必要な 許可等						

# ホテル等設置協議結果通知書

第 号  
年 月 日

様

石川県知事

年 月 日付けで協議申出がありましたホテル等の設置について、石川県  
モーテル類似施設設置規制指導要綱に基づき審査した結果は、下記のとおりです。

記

- 1 協議申出人住所氏名
- 2 ホテル等の名称及び設置場所
- 3 協議結果